

第五次薬物乱用防止五か年戦略

平成 30 年 8 月
薬物乱用対策推進会議

目次

| | |
|------------------------------|---|
| 1. はじめに | 1 |
| (1) 昨今の国内薬物情勢 | 1 |
| (2) 海外の薬物情勢 | 2 |
| 2. これからを見据えた薬物乱用防止対策 | 2 |
| (1) 国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策の強化 | 2 |
| (2) 未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応の強化 | 3 |
| (3) 関係機関との連携を通じた乱用防止対策の強化 | 3 |
| 3. 戦略目標 | 4 |
| 4. 5つの目標 | 5 |

目標 1

| | |
|---|---|
| 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による 薬物乱用未然防止 | 5 |
| (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実 | 5 |
| (薬物乱用防止教育の内容の充実強化) | |
| (薬物乱用防止教室の充実強化) | |
| (学校と警察等関係機関・団体との連携強化) | |
| (研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上) | |
| (大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進) | |
| (2) 有職・無職少年に対する啓発の強化 | 7 |
| (労働関係機関・団体等による啓発の推進) | |
| (インターネット等を活用した広報・啓発の推進) | |
| (3) 家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化 | 7 |
| (家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進) | |
| (関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用) | |
| (街頭キャンペーン等による啓発の推進) | |
| (地域における相談窓口の周知) | |
| (薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進) | |
| (4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進 | 9 |
| (広報媒体等を活用した広報・啓発) | |
| (関係機関・団体と連携した広報・啓発の推進) | |
| (5) 広報・啓発の強化 | 9 |
| (科学的知見のさらなる活用促進) | |
| (ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発) | |
| (乱用薬物情勢に即した乱用防止のための啓発) | |

- (統一の方針に基づく啓発の推進)
- (6) 広報・啓発活動による効果検証の推進・・・・・・・・・・10
(意識調査の実施)

目標 2

- 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止・・・・・・・・・・11
- (1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化・・・・・・・・・・11
(専門医療機関の充実)
(治療が可能な医療従事者の育成)
- (2) 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進
・・・・・・・・・・12
(矯正施設における効果的な指導・支援の推進)
(保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進)
(保護司適任者の確保と活動基盤の強化)
(更生保護施設における社会復帰支援体制の強化)
(刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進)
(依存度合に応じた効果的な指導・支援の推進)
- (3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実・・・・・・・・13
(相談・支援窓口の周知と充実)
(自助グループ等民間団体支援の充実)
(相談・支援に携わる人材の育成)
(刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化)
- (4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進・・・・・・・・・・15
(正しい理解の促進)
- (5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進・・・・・・・・・・15
(薬物乱用実態の研究の推進)
(治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進)

目標 3

- 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止・・・・・・・・16
- (1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化・・・・・・・・16
(捜査体制の強化及び関係機関相互の連携強化)
(捜査手法、装備資機材の研究・導入等による捜査の高度化)
- (2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進・・・・・・・・・・17
(組織の首領等の中枢に位置する者に対する取締り強化)
(麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離)
(薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進)
(薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)

- (薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)
- (3) 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化・・・18
(関係機関との情報共有の強化)
(暴力団等国内組織と外国人密売組織の結節点の解明)
- (4) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応・・・18
(インターネット等を利用した密売事犯への対応強化)
(各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進)
- (5) 薬物乱用者に対する取締りの徹底・・・19
(薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進)
(乱用が懸念される薬物に対する重点的な取締りの推進)
- (6) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進・・・19
(未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進)
(未規制物質等の迅速な指定の推進)
- (7) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化・・・20
(国内外における乱用実態の情報集約体制の強化)
(向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化)
(関係機関・団体への指導・監督の徹底)

目標 4

- 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止・・・21
- (1) 密輸等に関する情報収集の強化・・・21
(関係機関からの情報収集の推進)
(国民・民間団体等からの情報収集の推進)
(事件等を通じた情報収集の推進)
(組織・装備の強化)
(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)
- (2) 薬物密輸ルート of 解明と水際における取締体制の構築・・・22
(海上、港湾等における監視・取締体制の強化)
(密輸手口の分析と対応した取締りの推進)
(密輸リスクに対応した取締りの実施)
(巧妙化した密輸手口に対応した取締機器の増強・開発等)
(密輸等に関する薬物分析の推進)
- (3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底・・・23
- (4) 訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進・・・24
(広報媒体等を活用した広報・啓発)
(諸外国の関係機関・団体と連携した広報・啓発)

目標 5

- 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止・・・25
- (1) 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止・・・25
(条約・協定等を活用した国際捜査協力の推進)

- (2) 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握・・・・・・・・・・25
 - (薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化)
 - (国際機関等と連携した薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化)
- (3) 国際会議・国際枠組への積極的な参画・・・・・・・・・・26
 - (情報交換や連携強化による積極的な国際貢献)
 - (協定等を活用した各国関係機関との情報交換)
- (4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化・・・・・・・・・・27
 - (技術支援等を通じた国際連携の強化)
 - (薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化)

1. はじめに

(1) 昨今の国内薬物情勢

政府においては、平成10年5月に策定した「薬物乱用防止五か年戦略」を皮切りに、これまで4度にわたり同戦略を策定し、関係各省庁が緊密に連携して、薬物の需要と供給の両面から総合的な薬物乱用防止対策を推進してきた。

この結果、平成29年における覚醒剤事犯での検挙人員は10,284人となり、第三次覚醒剤乱用期のピーク時であった平成9年の19,937人に比べ約半数近くまで減少し、中でも、未成年者の検挙人員については平成29年に93人となり、平成9年の1,601人に比べ90%以上減少する等、着実な成果を挙げているところである。

また、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」の期間中に深刻な社会問題となった危険ドラッグの更なる乱用を防止するため、平成26年7月に「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」を策定し、政府一丸となって徹底的な対策を講じた結果、平成26年3月時点で215店舗存在した危険ドラッグ販売店舗を平成27年7月に全滅させた。

一方で、我が国における覚醒剤事犯の検挙人員は、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」が策定された平成25年以降、若干減少傾向にあるものの、平成29年においても依然として1万人を超える数値で推移している。また、大型の覚醒剤密輸事犯の摘発が相次ぎ、平成28年と平成29年の覚醒剤押収量が1トンを超える等、我が国における覚醒剤需要は未だ根強いといえる。さらに、覚醒剤事犯検挙人員に占める再犯者率の上昇も懸念されており、平成29年には、65.5%と過去最高値を記録している。

大麻事犯については、平成25年の検挙人員は1,616人であったが、平成29年には過去最多となる3,218人が検挙され、そのうち約半数にあたる1,519人が青少年であり、青少年を中心に大麻の乱用の裾野が拡大している。大麻については、インターネット等において、「有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推測される。

平成27年に1,000人を超えた危険ドラッグ事犯の検挙人員は、平成29年においては726人と減少傾向にあるものの、インターネットを通じた密売等密売ルートの巧妙化や潜在化が進んでおり、引き続き十分な警戒が必要である。

麻薬・向精神薬事犯の検挙人員については、大きな増減は見られないものの、睡眠導入剤等として医療用途で流通している向精神薬に関しては、乱用事案に加えて、その悪用による凶悪犯罪等が見られる。

さらに、近年、スマートフォンの普及等により、手軽にインターネットを利用できる環境となったことで、匿名性の高いインターネットを利用した薬物密売が行われるなど密売・購入手法について潜在化・巧妙化が一層進行している。

(2) 海外の薬物情勢

我が国で乱用される薬物については、そのほとんどが海外から密輸されるものであるため、海外での乱用状況を的確に把握し、我が国への影響を予測した上で、国内での乱用拡大を未然に防止する対策を講ずる必要がある。

たとえば、海外で乱用が拡大していた濃縮大麻である大麻ワックスや大麻リキッド等は瞬く間に我が国にも流入し、現在、その乱用拡大が懸念される状況にある。また、覚醒剤やMDMAなどの違法薬物の類似物質が我が国に流入する事件も発生するなど、海外で流通している未規制物質の流入事例も発生している。

また、海外の薬物情勢で、今後特に注目すべきは、嗜好用大麻の合法化の動きである。平成29年のウルグアイに続いて、平成30年にはカナダで嗜好用大麻の合法化が決定したが、これらは、我が国で懸念されているインターネット等を通じた大麻に関する誤情報の拡散をあおりかねない。

さらに、米国においては平成28年に医療用麻薬（オピオイド系麻薬フェンタニル）を含む違法薬物の過剰摂取で少なくとも約6万4千人が死亡する事態が発生しており、このような状況を受け、平成29年10月、米大統領は「公衆衛生の非常事態」を宣言した。米国での乱用の中心であるフェンタニルは我が国でも医療用麻薬として流通している物質であり、現時点においては、我が国内での乱用はほとんど見られないものの、今後の動静に注視する必要がある。

2. これからを見据えた薬物乱用防止対策

現在、我が国においては、「観光立国日本」の実現に向け、政府一丸となった様々な施策を推進しているところであるが、今後、平成31年に開催されるラグビーワールドカップや、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、訪日外国人のさらなる増加が見込まれる。

今後、幅広く科学的知見を蓄積・反映させながら、刻一刻と変化する薬物乱用情勢に対して、以下の3つの視点を持ちつつ、政府を挙げた総合的な対策をより一層講ずることにより、薬物乱用の根絶を図ることとする。

(1) 国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策の強化

近年、大型の覚醒剤密輸事犯の摘発等により覚醒剤の大量押収が続いたにも関わらず、国内において覚醒剤の供給が不足しているとの情報はなく、我が国へ流入している覚醒剤は相当量に上るものと推測される。

薬物密輸を阻止するためには、国内の暴力団組織や外国人犯罪組織等の薬物犯罪組織への取締りを徹底し、国内において薬物密輸を手引きする国内組織の弱体化を図るとともに、海外の捜査機関等と連携を密にし、我が国への薬物密輸情報を積極的に入手する体制を強化することが必要である。また、違法薬物を巡る環境は、密輸やインターネット上での販売など

手口が巧妙かつ多様化していることを踏まえ、取締りに当たっては、コントロール・デリバリー捜査（泳がせ捜査）を始めとして、各機関が連携した取締りを推進することが効果的であるため、薬物を専門とする取締機関の体制強化や資機材を充実する必要がある。加えて、海外からの持込みを未然に防止するため、積極的に訪日外国人に向けて我が国の薬物規制状況について発信することも必要である。

薬物問題は一国内に留まらず世界規模で発生しており、薬物取引等に利用されるインターネット取引への対策をはじめとし、国際的な連携の下に取り組むべき問題であることを十分に認識し、各国において実施されている総合的な薬物乱用対策について、その知見を収集し、我が国の施策へ活用するとともに、我が国の薬物乱用対策の取組みを発信していくことにより、国際社会の一員として積極的に国際的な薬物乱用対策へ貢献していくことが重要である。

（２）未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応の強化

危険ドラッグについては、政府一丸となって取り組み、一定の成果を挙げたところであるが、現在、法の規制枠組みを逸脱した覚醒剤類似物質、医療用麻薬であるフェンタニルの類似物質等が海外で流通しており、海外から流入し、国内で流通・乱用が広がった場合、国民生活に与える影響は甚大であると予想される。

加えて、我が国で乱用が深刻化している大麻については、従来の植物体での乱用形態から、有害成分のみを濃縮・抽出した大麻ワックス、大麻リキッド等と呼ばれるさまざまな形態へと変化し、国内の各地において押収事例が報告されている。また、大麻合法化を推し進める国や地域において、大麻を食品に混入したいわゆる大麻クッキーや大麻キャンディー等と呼ばれる大麻製品が販売されており、緊急搬送事例や健康被害事例等も報告されている。

このような状況を鑑み、これら未規制物質や使用形態の変化した薬物等の国内での乱用を防ぐために、海外での乱用実態や当該物質の危険性・有害性に関する情報をいち早く入手し、迅速な規制を設けるとともに、関係機関での情報共有、乱用薬物の研究促進等の体制強化を図る必要がある。また、海外渡航者に対し、我が国と海外との薬物乱用状況の違いを踏まえ、渡航先における注意喚起を強化する必要がある。

（３）関係機関との連携を通じた乱用防止対策の強化

我が国では、青少年を中心とした大麻の乱用が拡大し、平成 29 年の青少年の大麻事犯検挙人員は平成 25 年の約 2 倍まで増加するに至った。また、覚醒剤事犯検挙人員についてみると、その再犯者率は年々増加の途をたどっている状況にある。

これまでも、青少年を中心とした国民全体に対し、未然防止のための広報啓発を実施してきたが、今後はより一層効果的な施策を行うべく、薬物

問題が、身近に迫っている脅威であるという認識の下、関係府省庁がそれぞれの強みを活かしながら、科学的知見に基づいた危険性・有害性等の啓発内容の充実を図ることが必要である。また、関係府省庁が時勢に即した統一的な啓発方針を共有し、その方針を関係機関・団体に深く浸透させるよう呼びかけることで、社会が一体となった施策が実行できるものと考えられる。

薬物の再乱用を防止する観点からは、薬物乱用者に対する社会復帰体制を整備すべく、認知行動療法に基づく治療回復プログラムなどの依存症治療のための専門医療機関の拡充や指導者の育成を行うとともに、刑事司法関係機関や地域の精神保健福祉センター等、関係機関・団体が連携を密にしつつ社会全体で支援体制作りを進めていくことが重要である。

さらに、昨今、悪用事案が多発している向精神薬等について、医療機関、薬局、関係団体等と緊密に連携しながら、向精神薬等の適切な取り扱いを推進するとともに、監視・取締りの強化に努めていく必要がある。

3. 戦略目標

本戦略を推進するに当たっては、以下の5つの目標を設定し、薬物乱用対策推進会議の下に関係府省庁が緊密に連携し、各目標の達成に向けた取組を推進する。

目標1・・・青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

目標2・・・薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

目標3・・・薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

目標4・・・水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

目標5・・・国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

4. 5つの目標

目標 1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

これまでに、関係府省庁が一体となって実施してきた薬物乱用未然防止のための諸施策により、国民全体の薬物生涯経験率は諸外国に比べて低水準を保持してきた。

また、平成 26 年に社会問題化した危険ドラッグについても、政府一丸となって未然防止対策を推進した結果、危険ドラッグ事犯検挙人員は、年々減少するなど、着実にその効果が現れている。

一方、インターネットを中心とした誤った情報の流布等も一因となって、大麻事犯検挙人員は増加傾向にあり、平成 29 年の検挙人員は過去最悪となった。とりわけ 30 歳未満の大麻事犯検挙人員は増加しており、平成 29 年中の大麻事犯全体の約 47% を占めている。

薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させるべく、学校等と連携した薬物乱用防止教室の開催等を通じた積極的な広報・啓発が必要不可欠である。

また、啓発対象年齢層に応じて、薬物乱用に関する基礎知識、薬物の具体的な危険性・有害性、薬物乱用への勧誘に対する対応方法等、より理解しやすい手法を検討しながら、効果的な啓発を実施する必要がある。

加えて、現在、青少年を中心に乱用が拡大している大麻や、今後流通しうる乱用薬物について啓発を強化する必要がある。

このため、以下の対策を講ずることとする。

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するよう研修を行うなどの必要があるため、以下のような取組を行う。

(薬物乱用防止教育の内容の充実強化)

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。(文部科学省)
- ・ 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長される

- こと、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。(文部科学省)
- ・ 薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関するパンフレットや教材等を作成・配布する。(厚生労働省、警察庁、文部科学省)

(薬物乱用防止教室の充実強化)

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。(文部科学省、警察庁)
- ・ 関係機関が連携し、薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発を行う。(厚生労働省、警察庁、文部科学省)
- ・ 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。(文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省)
- ・ 薬物乱用防止教室の開催に際して、薬物乱用防止広報車を活用する等して児童生徒の薬物乱用根絶意識の向上を図る。(警察庁)

(学校と警察等関係機関・団体との連携強化)

- ・ 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じた情報交換を実施することで、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化する。(文部科学省、警察庁、法務省)

(研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上)

- ・ 薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する研修会や講習会を開催するとともに、最新かつ正確な薬物知識を掲載した資材等を提供するなどし、指導方法及び指導内容の充実強化を図る。(文部科学省、警察庁、厚生労働省)
- ・ 教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会の充実を図る。(文部科学省)
- ・ 薬物乱用防止教室の講師等を行う薬物乱用防止指導員の育成と資質向上を図る。(厚生労働省)

(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

- ・ 大学等の学生に対して、講習会を実施する等の薬物乱用防止に関する啓発活動を推進する。(文部科学省、厚生労働省、警察庁、内閣府)
- ・ 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発資料を作成・配布し、大学等に対し入学時のガイダンスにおける活用を促すなど、啓発・指導の

充実を図る。（文部科学省）

- ・ 大学等の学生担当の教職員が集まる会議等において「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット」の活用や大学等での取組の促進について理解啓発を図る。（文部科学省）

（2）有職・無職少年に対する啓発の強化

少年の覚醒剤事犯・大麻事犯検挙者のうち、有職・無職少年の占める割合が大きい反面、このような少年は薬物乱用防止教育を受ける機会が少ない状況にある。そこで、有職・無職少年の生活状況に対応しつつ、薬物乱用防止に関する啓発に触れる機会を提供するとともに、手法を工夫した啓発を引き続き実施する必要があるため、以下の取組を行う。

（労働関係機関・団体等による啓発の推進）

- ・ 新入社員等を対象とする薬物乱用防止講習を実施する。（警察庁）
- ・ 有職・無職少年を対象とする薬物乱用防止啓発読本を作成し、配布する（厚生労働省）

（インターネット等を活用した広報・啓発の推進）

- ・ 政府広報、ウェブサイト、SNSへの薬物乱用防止パンフレット等の掲載を通じて情報を発信する。（内閣府、警察庁、厚生労働省）
- ・ 青少年の検挙者が増加している大麻を始めとした薬物の依存性や危険性を周知するため、内閣府ウェブサイトにおいて漫画を用いた啓発活動を実施する。（内閣府）

（3）家庭・地域での薬物根絶意識の醸成と未然防止のための取組強化

青少年による薬物乱用を防止するためには、学校教育のみならず、家庭・地域社会が一丸となった薬物乱用未然防止のための広報・啓発機会を提供する環境整備が必要であるため、以下の取組を行う。

（家庭や地域における薬物乱用防止に関する広報・啓発の推進）

- ・ 保護者や地域社会を対象とした薬物乱用防止啓発資料の作成・配布等を通じて薬物乱用防止広報・啓発を推進する。（警察庁、厚生労働省）
- ・ SNSやウェブサイト等、インターネットを通じて青少年へ伝わる有害情報への対策としてフィルタリングの導入を普及促進する。（警察庁）
- ・ “社会を明るくする運動”の一環として、薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、ケース研究等を実施するとともに、地域における研修会及び講演会などへ講師を派遣する。（法務省）
- ・ 薬物等を含む各種依存症の予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施する。（文部科学省）

(関係機関・団体と連携した情報共有体制の構築と活用)

- ・ 相談機関間の連携強化により迅速な情報共有体制を構築する。(厚生労働省、内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、財務省、文部科学省)
- ・ 各種啓発ポスターやチラシを作成し、関係機関・団体へ配布する。(厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、財務省、文部科学省)
- ・ 薬剤師会等の薬物の専門知識を有する関係機関・団体と連携し、啓発活動を実施する。(厚生労働省)

(街頭キャンペーン等による啓発の推進)

- ・ 「薬物乱用防止のための指導指針に関する宣言」(国連薬物乱用防止根絶宣言) 支援事業として行われる「ダメ。ゼッタイ。」普及運動(6月20日～7月19日)を始め、「不正大麻・けし撲滅運動」(5月～6月)、「薬物乱用防止広報強化期間」(6月～7月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「社会を明るくする運動」(7月)、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」(10月～11月)、「子供・若者育成支援強調月間」(11月)、「薬物銃器犯罪根絶の集い」等において、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の危険性・有害性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を一層積極的に展開する。(厚生労働省、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省)
- ・ 関係機関・団体と連携し、駅前や街頭でのキャンペーン等を実施する。(警察庁、財務省)
- ・ 街頭ビジョン、交通広告媒体等を活用した広報・啓発を実施する。(警察庁)

(地域における相談窓口の周知)

- ・ 政府広報、ウェブサイトやリーフレット等の広報媒体のほか、研修会、講習会、各種国民運動などのあらゆる機会を通じた相談窓口の周知により相談機関の積極的な活用を図る。(厚生労働省、内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、財務省、文部科学省)

(薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進)

- ・ 街頭補導活動による薬物乱用少年の早期発見・補導を通じて、薬物乱用防止を図る。(警察庁)
- ・ 少年のたまり場となりやすい店舗・場所の管理者等に対して、警察への早期通報等について協力を要請する。(警察庁)
- ・ 少年補導員等に対して、少年の薬物乱用状況や乱用薬物についての知識の向上を行う。(警察庁)

(4) 海外渡航者に対する広報・啓発活動の推進

我が国と諸外国における薬物乱用状況には大きな違いがあり、海外渡航者が渡航先において、興味本位で薬物を使用することを防止するとともに、「運び屋」への勧誘に応じることの危険性について、十分に注意喚起を行う必要があることから、以下のような取組を行う。

(広報媒体等を活用した広報・啓発)

- ・ ウェブサイト等を活用し、海外渡航者等に向け、違法薬物の危険性、海外での違法薬物の所持、密輸等の危険性や大麻を原材料とする食品等の持ち帰りに関する注意喚起を行うとともに、政府の取組の周知を行う。(警察庁、財務省、外務省、厚生労働省)

(関係機関・団体と連携した広報・啓発の推進)

- ・ 海外渡航に関係する事業者等に対し、渡航先における薬物乱用の危険性や薬物乱用防止に関するポスターの掲示、ウェブサイト等の紹介を依頼する。(厚生労働省、警察庁)

(5) 広報・啓発の強化

青少年を中心とした大麻事犯検挙者の増加や、めまぐるしく変化する乱用薬物の種類・形態等について、科学的知見に基づき、各年齢層に応じた広報・啓発を実施するなど、工夫を凝らした手法によって青少年を中心とした国民全体に対し薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させる必要があるため、以下の取組を行う。

(科学的知見のさらなる活用促進)

- ・ 薬物の危険性・有害性等の科学的知見を関係機関・団体と共有し、広報・啓発資材に反映させることで内容の充実を図る。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 違法薬物による死因については、医師による死亡診断書・死体検案書への適切な記載とともに、警察等の情報提供により、適切に市町村と共有を図る。(厚生労働省、警察庁)

(ウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した広報・啓発)

- ・ 政府広報、ウェブサイト、啓発用DVD等を始めとしてより青少年の目に触れやすい広報媒体を活用するとともに、薬物の危険性・有害性等を強く印象付ける画像等を用いるなど、手法を工夫し、内容を充実させ、啓発活動を強化する。(厚生労働省、警察庁、内閣府)
- ・ 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を通じて、インターネット上で販売される薬物等の関連情報を収集・提供するとともに、薬物乱用の危険性・有害性等の周知を行う。(厚生労働省)
- ・ ウェブサイトや税関展示室等を活用し、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報する。(財務省)

- ・ 啓発ポスターやチラシを、消費生活センター等の協力を得て配布する。
(消費者庁)
- ・ 自動車運送事業者に対し、監査や講習等を通じ、薬物の使用禁止の徹底を周知する。(国土交通省)

(乱用薬物情勢に即した乱用防止のための啓発)

- ・ 効果的な啓発を実施するため、我が国の薬物乱用情勢に即した啓発内容を関係機関等と共有する。(厚生労働省、警察庁)

(統一的な方針に基づく啓発の推進)

- ・ 関係府省庁と連携して、啓発方針等を明確にするとともに、関係機関及び地方公共団体に対して情報共有を行い、国・地方等が一体となり啓発活動を推進する。(厚生労働省、内閣府、警察庁、消費者庁、法務省、財務省、文部科学省)

(6) 広報・啓発活動による効果検証の推進

各種広報・啓発施策の実施による効果を検証し、より一層効果的な施策を実施するために、以下の取組を行う。

(意識調査の実施)

- ・ 青少年を中心とした国民の薬物乱用に関する意識調査を行うなどして広報・啓発活動の効果を確認するとともに、意識調査の結果を広報啓発活動に反映させるなど、広報・啓発施策の一層の充実を図る。(厚生労働省、警察庁)

目標 2

薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

薬物を乱用した者の再乱用防止対策については、早期に発見し、早期に対応を行うことが重要であり、また、その際には本人の状態及び状況に応じた対応が必要である。

薬物乱用者が社会復帰し、薬物の再乱用を防止するためには、認知行動療法等を中心とした薬物依存症の適切な治療と社会復帰に向けた効果的な指導・支援の両輪により対策を講じる必要がある。

そのためには、薬物乱用は犯罪行為であるとともに薬物依存症という病気である場合があることを十分に認識し、社会復帰や治療のための環境整備に努め、社会資源の活用を行った上で、再乱用防止施策を推進する必要がある。

また、薬物依存の治療及び薬物乱用者の社会復帰支援には、関係省庁間での連携を密にすることは当然であるが、民間団体との連携や薬物問題に悩む家族へのきめ細やかな支援が重要であることを理解し、効果検証等を通じて、より一層効果的な再乱用防止対策を推進する必要がある。

このため、以下のような対策を講ずることとする。

(1) 薬物依存症者等への医療提供体制の強化

薬物依存症の治療を提供できる医療機関が限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であり治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在する。薬物の再乱用防止には、薬物依存症からの回復に向けて適切な治療を継続して実施する必要があり、認知行動療法に基づく治療回復プログラムの実施を中心とした医療提供体制の充実強化のため、以下の取組を行う。

(専門医療機関の充実)

- ・ 都道府県及び政令指定都市における薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定を推進するとともに、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムのさらなる充実・普及を図る。(厚生労働省)

(治療が可能な医療従事者の育成)

- ・ 薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修を実施するとともに、精神科以外の医療機関に勤務する医療従事者の対応力向上や潜在的な薬物依存症者の早期発見、早期対応に資するための研修の充実を図る。(厚生労働省)

(2) 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援の推進

薬物乱用者の薬物の再乱用を防止するためには、薬物依存症の患者である場合もある薬物事犯者に対し、薬物を使用しないよう指導することに加え、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、適切な治療・支援を受けさせる等、刑事施設等入所中から保護観察を経て地域移行に至るまでの継続的かつ長期的な指導・支援を充実させることが重要であることから、以下の取組を行う。

(矯正施設における効果的な指導・支援の推進)

- ・ 矯正施設における適切なアセスメントの実施を推進し、再犯リスクを踏まえた効果的な指導を実施するとともに、薬物指導等体制を整備する。(法務省)

(保護観察対象者に対する効果的な指導・支援の推進)

- ・ 薬物再乱用防止プログラムを特別遵守事項に義務付けて実施するとともに、同プログラムに基づく指導を義務付けられない者に対しては、自発的意思に基づく簡易薬物検出検査を受けるよう働き掛ける。(法務省)
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者に対し、必要に応じて地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働き掛ける。(法務省)
- ・ 必要な知識・資格等がなく、又は自己の能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、求職活動が円滑に進まない場合や一旦就職しても離職してしまう場合などがあるという課題を踏まえ、薬物依存のある者を含む保護観察対象者に対し、就労に向けたきめ細かな支援の充実を図る。(法務省)
- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等の再乱用防止対策等を充実強化し、引き続き地域においても適切な支援を受けることができるよう、地方更生保護委員会及び保護観察所における所要の体制整備を図る。(法務省)
- ・ 薬物依存からの回復等に関する専門家を招へいし、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に当たる保護観察官を対象として薬物依存対策研修やスーパーバイズを実施する。(法務省)

(保護司適任者の確保と活動基盤の強化)

- ・ 薬物依存のある保護観察対象者の社会復帰支援を担う保護司の安定的確保を推進するため、保護司候補者検討協議会や保護司活動インターンシップの実施等を通じて保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司活動に伴う様々な負担の軽減に寄与する更生保護サポートセンターの拡充を更に推進するなどして、保護司の活動基盤を強化する。(法務省)

(更生保護施設における社会復帰支援体制の強化)

- ・ 更生保護施設等において薬物依存のある保護観察対象者の受入れを促進するとともに、当該施設等の受入れ機能の強化や薬物依存から回復するための支援を充実させる。(法務省)

(刑事司法関係機関による社会復帰支援の推進)

- ・ 薬物事犯者の再乱用防止対策の在り方を検討する。(法務省)
- ・ 薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会の開催を通じて、施設内処遇と社会内処遇の効果的な連携の在り方を検討する。(法務省)
- ・ 出所後の帰住先が確保されていない薬物事犯受刑者等に対し、薬物事犯者特有の問題性に焦点を当てた調査を実施し、問題性に応じた出所後の帰住先の確保に係る生活環境の調整を実施する。(法務省)
- ・ 刑事施設を満期出所した薬物事犯者等に対し、必要な支援を実施する。(法務省)
- ・ 薬物事犯により検挙した執行猶予判決が見込まれる者、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等に対し、必要に応じて面接を行い、再犯防止に資する情報の提供、認知行動療法に基づいた再乱用防止プログラムの実施、医療機関等への引継ぎなどを行う。(厚生労働省、警察庁)
- ・ 再乱用防止指導の一貫性を保つとともに、対象者に応じた適切な対応を可能とするために、再乱用防止に従事する職員向けの教材等の作成や研修の充実を図る。(厚生労働省)

(依存度合に応じた効果的な指導・支援の推進)

- ・ 矯正施設において再犯リスクを踏まえた効果的な指導を実施する。(法務省)

(3) 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

薬物依存のある者の再乱用を防止するためには、刑事司法関係機関での対応を終えた後も地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるよう、地域の医療・保健・福祉機関と連携を図り、適切な機関へつなげていくことが重要であることから、以下の取組を行う。

(相談・支援窓口の周知と充実)

- ・ 都道府県及び政令指定都市に依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。(厚生労働省)
- ・ 精神保健福祉センター等において、民間団体との連携を図りつつ、本人に対する治療・回復支援や家族に対する支援に取り組む。(厚生労働省)
- ・ 法務少年支援センターについての広報を推進する。(法務省)
- ・ 薬物依存のある刑務所出所者等の引受人・家族等に対し、薬物乱用の有

害性及び当該刑務所出所者等への対応等に関する知識を付与するための講習会・相談会を実施する。（法務省）

- ・ 薬物問題を抱える当事者及びその家族に向け、冊子の配布や講習会を開催する等して相談・支援窓口や民間支援団体の周知を行い、相談機関活用の促進を図る。（厚生労働省、警察庁）
- ・ 各地域において、薬物依存症者等を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各機関における相談事例を共有するなど、当事者及びその家族等に対する相談体制の充実強化を図る。（厚生労働省）

（自助グループ等民間団体支援の充実）

- ・ 薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体の活動を促進するための取組の充実を図る。（厚生労働省）

（相談・支援に携わる人材の育成）

- ・ 都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター等において薬物依存症の相談支援に当たる職員の対応力を強化するため、研修の充実を図る。（厚生労働省）
- ・ 障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生活支援に当たる者に対する研修の充実を図る。（厚生労働省）
- ・ 職員の専門性向上を図るための各種研修等を実施する。（法務省）

（刑事司法関係機関と地域社会が連携した社会復帰支援体制の強化）

- ・ 法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事司法関係機関と医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図る。（法務省、厚生労働省）
- ・ 矯正施設の指導プログラムにおける民間支援団体との連携強化を図る。（法務省）
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者が居住する地域における薬物処遇に関係する機関との連携を図るため、保護観察所において地域支援連絡会議を実施する。（法務省）
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者の処遇に係るケア会議の実施を通じて関係機関との連携の強化を図る。（法務省）
- ・ 医療機関等に通院等する保護観察対象者の同意を得て、医療機関等から医療・支援状況に係る情報提供を受け、当該保護観察対象者の心身の状況を踏まえた適切な指導等を実施する。（法務省）
- ・ 薬物依存のある保護観察対象者が当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、規制薬物等に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを目的とした薬物依存回復訓練の実施について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託する。（法務省）

- ・ 地域における薬物依存症者を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各地域での薬物依存症に関する課題を共有・協議する等し、連携強化を図る。
(厚生労働省)
- ・ 少年による薬物再乱用を防止するため、個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動を推進する。(警察庁)

(4) 薬物依存症に関する正しい理解の促進

薬物依存症が適切な治療・支援により回復可能な病気である一方、薬物依存症に対する正しい知識と理解が国民に広く浸透しておらず、適切な治療・支援に結びつきにくいという課題があることから、以下の取組を行う。

(正しい理解の促進)

- ・ 薬物依存症の正しい知識と理解について広く国民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。(厚生労働省)
- ・ 薬物問題に悩む家族、地域の相談窓口担当者及び民間支援団体等に対して講習会を開催し、依存性薬物の使用による危険性・有害性や心身に与える悪影響及びその対処方法並びに薬物依存症・中毒等に関する正しい知識・意識の理解を促進する。(厚生労働省)

(5) 薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進

より効果的な薬物の再乱用防止施策を推進するためには、薬物乱用実態の把握が必要であるとともに、薬物依存症の治療及び社会復帰支援効果の測定が不可欠であることから、以下の取組を行う。

(薬物乱用実態の研究の推進)

- ・ 薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援の在り方に関する研究等を推進する。(厚生労働省)

(治療回復プログラム等の指導・支援方策の効果検証の推進)

- ・ 刑事施設及び保護観察所における処遇プログラムの効果検証を実施する。
(法務省)
- ・ 全国の精神科医療機関の協力の下、各施設を受診した薬物依存症・中毒者の症例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析及び評価を行う。(厚生労働省)
- ・ 地方厚生局麻薬取締部において実施している薬物乱用者への指導結果等について分析及び評価を行う。(厚生労働省)

目標 3

薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

関係機関が連携した取締りを推進してきた結果、薬物密売組織に人的・資金的な面からの打撃を与え、多数の末端乱用者の検挙を進めてきた。また、危険ドラッグの街頭での販売が見られなくなり、その健康被害事例も減少するなど一定の成果が見られている。

一方、薬物事犯の検挙人員はここ数年横ばいで推移しており、依然として国内での薬物の蔓延がうかがわれ、また、暴力団構成員等による薬物の密売事犯や大麻の栽培事犯が相次ぐなど、暴力団等が薬物の流通等に深く関与している状況が認められる。さらに、これら薬物の密売に匿名性の高いウェブサイトを用いるなどその手口も一層巧妙化・潜在化している。

加えて、危険ドラッグのような未規制物質も依然として発見・押収されているほか、従来から規制対象である薬物についても、いわゆる大麻濃縮物等の新たな形態での流通も確認されており、薬物乱用状況も刻一刻と変化しつつある。

これらの乱用薬物の流通等を阻止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する需給両面からの対策が必要であり、暴力団等の薬物犯罪組織の実態やその相互の結節点の解明、末端乱用者からの突き上げ捜査、巧妙化する密売手口等の情報収集や分析等を関係機関が連携して推進する必要があることから、以下の対策を講ずることとする。

(1) 薬物密売組織の壊滅に向けた捜査基盤の整備と連携強化

薬物密売組織の実態を解明して壊滅するためには、関係省庁において捜査のための基盤を整備して捜査の高度化を図るとともに、相互の連携を強化することが必要であることから、以下の取組を行う。

(捜査体制の強化及び関係機関相互の連携強化)

- ・ 関係機関において薬物を専門とする捜査、情報分析、鑑定等の組織体制を強化する。(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 関係機関による合同捜査・共同摘発を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 関係省庁による「薬物対策関係取締機関情報交換会」等の会議を通じ情報交換を促進して連携を強化するとともに、関係部門も含めて共通の理念に基づく取締りを推進する。(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 関係機関間の人事交流及び研修への相互派遣を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 語学能力を備えた捜査官の育成等、通訳体制の整備・充実を図る。(警

察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁)

(捜査手法、装備資機材の研究・導入等による捜査の高度化)

- ・ 通信傍受、コントロールド・デリバリー捜査等の各種捜査手法のより効果的な活用を図るとともに、新たな捜査手法について研究する。(警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 取締り、視察内偵等のための装備資機材の研究・導入、船艇及び航空機の効果的な活用を図る。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(2) 暴力団等の国内薬物密売組織対策の推進

暴力団等の国内薬物密売組織に打撃を与えるため、厳正な科刑の獲得に努めて首領等構成員の長期社会隔離を図るとともに、薬物犯罪収益対策を一層推進する必要があることから、以下の取組を行う。

(組織の首領等の中枢に位置する者に対する取締り強化)

- ・ 薬物密売に関わる暴力団等に係る情報を集約・分析して取締りに活用する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 末端乱用者からの突き上げ捜査等により暴力団等の薬物密売組織による薬物密売の実態を解明し、首領、幹部等の中枢に位置する者の検挙を推進する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

(麻薬特例法等を活用した厳正な科刑の獲得による長期隔離)

- ・ 業として行う薬物密売等の事犯について営利性、常習性等の立証に努め、麻薬特例法第5条を適用するなど厳正な科刑の獲得に努める。(警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁)

(薬物犯罪収益等に係る情報集約・分析・活用の推進)

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明を推進して、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努める。(警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 薬物犯罪等に係る疑わしい取引に関する情報の分析、捜査機関等への提供を迅速・的確に行うとともに、同情報を捜査に活用する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

(薬物犯罪収益等の剥奪の徹底)

- ・ 薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為を罰する麻薬特例法第6条及び第7条の適用、同法第19条及び第20条に基づく没収保全命令及び追徴保全命令の適用に努める。(警察庁、法務省、厚生労働省)
- ・ 薬物犯罪収益に関する税務当局への課税通報の運用に努める。(警察庁、厚生労働省)

(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)

- ・ 国際的な情報交換のための枠組を構築して、外国の資金情報機関（F I U）との情報交換を推進する。（警察庁）
- ・ 金融活動作業部会（F A T F）の勧告等を踏まえ、マネー・ローンダリング対策を推進する。（警察庁）

(3) 外国人薬物密売組織の実態解明と壊滅・弱体化

外国人薬物密売組織は頻繁な出入国や不法滞在等により実態把握が容易ではなく、近時は暴力団等の薬物密売組織との結託や海外に拠点を置く薬物密売組織による我が国内での密売等への関与もうかがわれることから、その壊滅・弱体化のため、以下の取組を行う。

(関係機関との情報共有の強化)

- ・ 不法滞在外国人に関する情報を収集・分析し、関係機関と連携した摘発等を強化する。（警察庁、法務省）
- ・ 関係機関において外国人薬物密売組織の構成員、役割分担、密売手口等に関する情報を共有して実態を解明する。（警察庁・厚生労働省）
- ・ 薬物密売目的の外国人の偽造旅券等を用いた入国を阻止するため、国際刑事警察機構（I C P O）が収集した紛失・盗難旅券に係る情報や個人識別情報を活用した上陸審査及び偽変造文書対策等を厳格かつ的確に実施する。（法務省）

(暴力団等国内組織と外国人密売組織の結節点の解明)

- ・ 事件捜査等を通じて薬物密輸組織、薬物密輸ルート、資金の流れ、連絡手段等について解明を図る。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 各国捜査機関との間で外国人密売組織に関する情報交換を推進する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

(4) 巧妙化・潜在化する密売事犯への対応

インターネット上の匿名性の高いウェブサイトの利用等、巧妙化・潜在化するあらゆる密売手口に対応するため、関係機関等と連携した情報収集を強化するなど、以下の取組を行う。

(インターネット等を利用した密売事犯への対応強化)

- ・ インターネット・ホットラインセンター（I H C）、あやしいヤクブツ連絡ネット等からの通報及びサイバーパトロールにより、薬物密売に関する違法情報の収集を推進する。（警察庁、厚生労働省）
- ・ インターネット等を利用した薬物密売手口の解析・分析を強化するとともに、各種法令を駆使した取締りを推進する。（警察庁、厚生労働省）
- ・ 違法情報に関する証拠保全や送信防止措置を進めるため、プロバイダ等との協力関係を強化する。（警察庁、厚生労働省）

(各国・地域における薬物密売手口と対策に関する情報収集の推進)

- ・ 各国・地域の捜査機関から、課題となっている密売手口やその対策等に関する情報を収集する。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

(5) 薬物乱用者に対する取締りの徹底

薬物の乱用は乱用者自身の心身を蝕むばかりでなく、乱用者が事件や事故を引き起こすなど、周囲へも甚大な被害や影響を及ぼすことがある。また、薬物の購入が暴力団等の薬物密売組織の資金源を支えている側面もある。このため、需要側である末端乱用者の取締りにより、薬物の流通阻止及び規範意識の維持向上による需要の削減を図るため、以下の取組を行う。

(薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進)

- ・ 薬物乱用の傾向等を分析し、末端乱用者に対する取締りを徹底する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 薬物乱用をほう助する大麻種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者等の取締り等を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省)

(乱用が懸念される薬物に対する重点的な取締りの推進)

- ・ 乱用の拡大が懸念される薬物事犯を対象として、より重点的に取締りを実施する。(警察庁、厚生労働省)
- ・ 乱用が拡大している大麻について、使用を禁止していない現状の課題等を把握し、大麻の取締りのあり方について法的な論点も踏まえつつ検討する。(厚生労働省)

(6) 未規制物質等に対する情報収集と迅速な規制等の推進

乱用拡大が懸念される未規制物質等の流通を防ぐためには、鑑定方法の研究を進め、高度化を図るとともに、収集した薬物情報に基づく迅速な規制を実施する必要があるため、以下の取組を行う。

(未規制物質等に関する鑑定・研究体制の強化と情報共有の推進)

- ・ 覚醒剤類似物質等の未規制物質や、いわゆる大麻濃縮物等の新たな形態の規制薬物への対応に向け、高度な鑑定を行うための資機材等の整備、毒性の評価、鑑定手法の研究・導入を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 新規指定薬物等に関するデータベースの構築及び共有による活用を促進する。(警察庁、財務省、厚生労働省)
- ・ 新たな形態の規制薬物や未規制物質について、関係機関による「分析担当官会議」等を通じて情報を共有する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(未規制物質等の迅速な指定の推進)

- ・ 未規制物質のうち、精神毒性を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物について、国内外の流通状況等を踏まえた指定薬物への迅速な指定を推進する。(厚生労働省)
- ・ 指定薬物の指定に関して、関係機関と情報を共有する。(厚生労働省)
- ・ 捜査や税関検査等を通じて把握した未規制物質に関する情報提供により、迅速な指定を支援する。(警察庁、財務省)
- ・ 指定薬物への指定後も不正な流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては麻薬に指定し、規制を強化する。(厚生労働省)

(7) 正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

医療用として正規に流通している麻薬、向精神薬等が、不正な売買や譲渡受等を通じて乱用、悪用される事例を防止するため、徹底した取締りを行う必要がある。また、医療用麻薬、向精神薬等が国外において乱用されている実態も考慮に入れ、不正流通阻止を徹底することに加え、関係者等による不適正な使用等についても監視を強化する必要があることから、以下の取組を行う。

(国内外における乱用実態の情報集約体制の強化)

- ・ 国内外における医療用麻薬、向精神薬等の乱用情報や依存実態を把握するとともに、国内関係機関へ情報を提供する。(厚生労働省)

(向精神薬等を悪用した事案発生防止のための監視・取締りの強化)

- ・ 向精神薬の適正管理及び適正使用のため、医療機関、薬局、取扱業者への立入検査、監視を徹底する。(厚生労働省)
- ・ 医療用麻薬、向精神薬等の不正流通等を確認した際に、関係機関と連携の上、積極的に取締りを実施する。(厚生労働省、警察庁)

(関係機関・団体への指導・監督の徹底)

- ・ 医療用麻薬の適正使用を促すため、医療関係者に対し、医療用麻薬適正使用推進講習会を実施する。(厚生労働省)
- ・ 医療用麻薬、向精神薬等の適正管理について、医療機関、取扱業者、薬局等への指導・監督を徹底する。(厚生労働省)

目標 4

水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

薬物の乱用防止のためには、需要の削減を図るとともに、その供給を遮断することが肝要である。覚醒剤を始め、我が国で乱用される薬物のほとんどが外国から密輸入されたものと考えられることから、我が国への薬物密輸を阻止するため、水際対策の徹底を引き続き図るとともに、密造に用いられるおそれのある原料物質についても適切な貿易管理を行うことが必要である。

このような不正薬物の密輸阻止に向けた水際対策の徹底を図っていくためには、密輸等に関する情報収集・分析能力を高めるとともに、関係機関が連携して水際における薬物取締体制を強化する必要がある。

さらに、今後、我が国への出入国旅客数が増大すると見越されることから、各国での薬物事情を踏まえた訪日外国人に対する広報・啓発活動を推進し、持ち込み事案を予防するとともに、旅客に紛れた密輸事犯の摘発強化を実施することが重要である。

このため、関係機関による密接な連携の下、以下の対策を講ずることとする。

(1) 密輸等に関する情報収集の強化

国際物流や出入国旅客が増大する中、効果的な水際取締りを行うためには、情報収集・分析能力の強化を図り、取締り・検査対象を的確に絞り込むことが不可欠である。このため、以下の取組を行う。

(関係機関からの情報収集の推進)

- ・ 国内外関係機関と連携し、密輸情報の早期入手に努め、分析を実施することにより核心を突いた情報として活用する。(警察庁、財務省、海上保安庁、厚生労働省)

(国民・民間団体等からの情報収集の推進)

- ・ マスメディア、ウェブサイト等を効果的に活用し、薬物相談電話、密輸情報ダイヤル(0120-461-961)、海の緊急通報用電話番号118番等を積極的に広報するとともに、あらゆる機会を利用し、国民から広く密輸等の情報提供を求める活動を強化する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 漁業関係者等との連携を通じて密輸関連情報の提供を要請するなど通報体制を確立する。(警察庁、財務省、海上保安庁)

(事件等を通じた情報収集の推進)

- ・ 検挙被疑者の突き上げ捜査等による核心をついた密輸情報の入手に努める。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 密輸入対策関係省庁会議等の場を通じ、薬物が積み出されるおそれの高い国・地域と関連する船舶、貨物、人等密輸情勢に関する情報等の一層の共有を図る。(財務省、警察庁、厚生労働省、海上保安庁、法務省)

(組織・装備の強化)

- ・ 情報収集活動を一層強化するため、情報収集・分析体制の整備に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 薬物密輸入を想定した合同取締訓練を実施し、取締機関間の連携や能力向上に努める。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)

(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)

- ・ 原料物質の国際的な輸出入動向と使用実態を把握するため、国際麻薬統制委員会（INCB）との連携を図る。(厚生労働省、経済産業省)
- ・ 原料物質の適正流通のために、事前通知制度を活用して原料物質の輸出入の監視を強化する。(厚生労働省)
- ・ 原料物質の適切な貿易管理のため、厳正な審査や広報啓発活動を実施する。(経済産業省)
- ・ 関係機関と連携して合同立入検査等を実施し、原料物質の輸出入取締りを強化する。(海上保安庁)
- ・ 原料物質の適正な流通を確保するため、麻薬・覚醒剤原料取扱業者に対して、立入検査を実施する。(厚生労働省)

(2) 薬物密輸ルートの解明と水際における取締体制の構築

薬物の国内流入を阻止するため、密輸関連情報や検査機器などの有効な活用や必要な人員の確保により、取締体制の強化を図ることが必要である。このため、以下の取組を行う。

(海上、港湾等における監視・取締体制の強化)

- ・ 沿岸や港湾等における監視体制の強化と不審な貨物や船舶に関する情報等の収集に努める。(海上保安庁、警察庁、財務省、厚生労働省)
- ・ 海上、港湾等における取締体制の強化のための所要の体制の整備を図る。(海上保安庁、警察庁、財務省、厚生労働省)
- ・ 関係機関の相互補完のための情報交換の充実、合同による船舶への立入り検査、張込みや調査等を推進する。(海上保安庁、警察庁、財務省)
- ・ 薬物密輸組織に対する内偵捜査等の強化のための体制の整備を図る。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)

(密輸手口の分析と対応した取締りの推進)

- ・ 関係機関間の緊密な協力を図り、各種捜査手法の向上に努める。(警察庁、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 新たな形態の密輸手口に関する情報共有を推進する。(警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 密輸手口等の密輸関連情報の収集・分析能力等を一層向上させ、検査対象を絞り込んだ重点的な取締りに努める。(財務省)
- ・ 薬物が積み出されるおそれのある国及び地域と関連する船舶、貨物、人

等密輸情勢に関する情報の分析を実施し、これを共有し取締りに反映する。
(海上保安庁)

(密輸リスクに対応した取締りの実施)

- ・ 旅客・貨物（郵便物含む）に関する事前情報等を活用した取締りの充実・強化を図る。（財務省）
- ・ 要注意船舶及び人物等に関するデータベースの充実を図るとともに、集約した情報を分析評価の上、対象船舶等を絞り込み、効果的な監視・取締りを行う。（海上保安庁）

(巧妙化する密輸手口に対応した取締機器の増強・開発等)

- ・ 薬物密輸組織に対する視察内偵活動等の強化のため必要な資機材の整備に努める。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ X線検査装置等の検査機器の適正配備に努め、これらを有効に活用し、検査の強化を図る。（財務省）
- ・ 新たな隠匿方法に対処するため、最新の技術を採用した検査機器の調査・研究を進めるとともに、薬物の探知性能の向上を図る。（財務省）

(密輸等に関する薬物分析の推進)

- ・ 薬物の分析方法の研究・開発を継続して推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 関係省庁間又は研究機関間において、会議等を通じて海外で流行する乱用薬物並びに最新の鑑定・分析方法等に関する情報交換及び薬物分析体制の強化を図る。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 水際で押収された覚醒剤についてその科学的特徴を明らかにする「覚醒剤プロファイル分析」を行う。また、覚醒剤類似物質や濃縮大麻等の新たに乱用される不正薬物に関する調査研究を行う。（財務省）
- ・ 麻薬等を保護基によってマスキングした未規制物質について、迅速な分析技術の確立や、その情報共有を進める。（厚生労働省）

(3) 水際と国内の関係機関が連携した薬物取締りの徹底

密輸事犯の取締りを効果的・効率的に実施するためには、密輸入事犯に対して、水際と国内の関係機関が十分に連携して取締りを行う必要がある。このため、以下の取組を行う。

- ・ コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用等に向け、関係機関が協働して、合同捜査を積極的に推進する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 捜査等を通じて入手した情報を分析し、暴力団等と海外密輸組織の結節点を解明する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 国際郵便の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関によ

る国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に協力を要請する。（総務省、財務省）

- ・ 関係機関の緊密な連携により、捜査手法を共有し、薬物取締を徹底する。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 関係機関の専門性の相互補完を図り、共同で行う船舶に対する検査、張込み、調査等の一層の連携強化を図る。（財務省、海上保安庁）

（４）訪日外国人に対する広報・啓発活動の推進

今後、出入国旅客の一層の増大が見込まれる中、訪日外国人による薬物の密輸入を防ぐため、継続的に広報・啓発する必要がある。このため、以下の取組を行う。

（広報媒体等を活用した広報・啓発）

- ・ ウェブサイト等の広報媒体を活用し、日本国内での取締状況を多言語で発信することにより、外国人に対して規制薬物持ち込み防止のための広報・啓発を強化する。（財務省、警察庁、厚生労働省）
- ・ 船主・運航会社等に対して薬物持ち込み禁止に関する広報・啓発活動を実施する。（海上保安庁）

（諸外国の関係機関・団体と連携した広報・啓発）

- ・ 国際会議等の機会や在外関係機関等を通じて、薬物持ち込み禁止に関する広報・啓発活動を実施する。（警察庁、海上保安庁、厚生労働省）

目標 5

国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

違法薬物は大陸や海洋を跨ぎ世界規模で取引されている。また、近年、覚醒剤の製造地域、我が国への薬物仕出国や中継国の多様化が進んでおり、我が国の薬物乱用防止の観点からも、国際的な薬物取締網を構築、強化することが急務である。

また、国外においては、ウルグアイに続いてカナダでも嗜好用大麻が解禁される見込みであることや、米国等で発生した医療用麻薬オピオイドの乱用問題など、我が国の薬物情勢にも影響を及ぼしかねない様々な問題が発生している。

今後、我が国がさらなる国際化を目指すに当たって、関係各国や国際機関と緊密に連携し、国際的な取締体制を強固なものとするとともに、各国の薬物乱用情勢を注視しつつ、我が国の薬物乱用対策を積極的に発信すること等を通じて、国際社会での薬物乱用対策のイニシアチブを取る必要がある。

このため、以下の対策を講ずることとする。

(1) 国際的な取締体制の構築による国内への薬物流入阻止

日本国内で流通する大半の違法薬物が諸外国から流入している中、国際的な薬物取締網を強化し、国内への薬物流入を阻止するため、以下の取組を行う。

(条約・協定等を活用した国際捜査協力の推進)

- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国との情報交換及び密輸取締りの一層の強化のため、国際捜査共助や逃亡犯罪人引渡しを積極的に活用しつつ、国際的な共同オペレーション（国際捜査協力）を進める。（法務省、警察庁、海上保安庁、財務省、厚生労働省）
- ・ 薬物の仕出国等に対して、あらゆる機会を通じて、取締強化を含めた積出防止措置の要請と過去の事案の事実関係等の確認を行う。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）
- ・ 薬物の仕出国等に対して職員を派遣する等により協力関係を構築し、国際的な連携協力の推進を図る。（警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁）

(2) 各国・地域における薬物乱用実態や取締方策の把握

国際社会での薬物乱用問題に対処するには、各国・地域が抱える薬物事情を的確に把握し、その事情に即した対策を講じることが不可欠であることから、各国・地域の対応状況を把握するため、以下の取組を行う。

(薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化)

- ・ 各国・地域において開催される薬物乱用対策に関する国際会議へ積極的に出席し、各国・地域の薬物乱用対策の把握に努める。（警察庁、厚生労働省、財務省、海上保安庁）
- ・ 北太平洋地域の海上保安機関を対象とした「北太平洋海上保安フォーラム」及びアジア地域の海上保安機関を対象とした「アジア海上保安機関長官級会合」に参加し、薬物密輸対策をテーマとした情報交換の場を活用して、薬物乱用対策、薬物密輸対策及び薬物取締方策に関する意見交換等を行い、協力体制の強化を図る。（海上保安庁）
- ・ 各国・地域の薬物乱用対策に係る知見を積極的に収集、分析し、適切に発信する。（厚生労働省）
- ・ インターネット対策等をはじめとする各国・地域の薬物事犯に対する捜査手法について情報を収集し、活用する。（警察庁、厚生労働省、海上保安庁）

（国際機関等と連携した薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化）

- ・ 国際会議等への参加の機会を利用し、各国機関及び国連薬物・犯罪事務所（UNODC）をはじめとする国際機関等と薬物乱用対策に係る情報共有体制の強化を図る。（厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁）

（3）国際会議・国際枠組への積極的な参画

国連麻薬委員会（CND）における薬物政策を巡る議論や、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国際刑事警察機構（ICPO）などの国際機関を通じた技術協力や国際的な捜査協力の推進に積極的に参加することにより、国際連携を強化し、また、我が国の薬物対策等への理解を促す必要がある。このため、以下の取組を行う。

（情報交換や連携強化による積極的な国際貢献）

- ・ 「アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議（HONLEA）」等の地域会議に積極的に出席し、効果的な薬物対策に必要な国際的・地域的取組を推進し、アジア地域の薬物対策を強固にするための施策に関する協議や知見の共有を図る。（厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁）
- ・ 「国連麻薬委員会（CND）」をはじめとする国際会議や各種の専門家会合等に積極的に参加し、我が国の取組や考えについて理解を得るとともに、諸外国関係機関との連携を一層強化していく。（外務省、厚生労働省、警察庁、財務省、海上保安庁）
- ・ 国際社会におけるハームリダクションの議論については、薬物の需要削減と供給削減とのバランス及び各国・地域特有の薬物事情を踏まえた施策の実施の必要性にかかる我が国の考え方への理解を求めるとともに、（厚生労働省、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁）

(協定等を活用した各国関係機関との情報交換)

- ・ 不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを実施するため、外国税関当局との間で、不正薬物等に関する円滑な情報交換が可能となる協定等の締結により新たな税関相互支援の枠組の構築を図るとともに、協定締結国の税関当局等との情報交換を活性化し、税関当局間の協力関係を強化する。(財務省)
- ・ 国際機関が中心となって設置されている情報共有ネットワークシステム(EWA・IONICS等)等を活用し、各国における乱用薬物の情報収集に努める。(厚生労働省)

(4) 主要な仕出国・地域等との協力体制の強化

複雑化する薬物密輸ルートを遮断するためには、薬物の仕出地、中継地、目的地が連携した取締りを実施する必要があることから、以下の取組を行う。

(技術支援等を通じた国際連携の強化)

- ・ アジア地域等の仕出国等に対して技術提供や情報交換を行い、国際的な連携協力の推進を図る。(厚生労働省、財務省)
- ・ 国連薬物・犯罪事務所(UNODC)主催の研修やセミナーに講師として参加し、薬物密輸等の海上犯罪取締りについての研修等を実施するとともに、参加する各国関係当局との情報交換を行う。(厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 世界税関機構(WCO)加盟国のアジア・大洋州地域情報連絡事務所等における薬物情報の収集・分析や薬物密輸阻止に関する多国間の取組を積極的に支援する。(財務省)
- ・ アジア、アフリカ等の海上保安機関の現場指揮官クラスを招聘し、薬物密輸等の海上犯罪取締り能力の強化を図るための「海上犯罪取締り研修」を開催する。(海上保安庁)
- ・ 「アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC)」等の開催を通じた、取締責任者間の意見交換及び知見の共有を促進する。(警察庁)
- ・ 国連薬物・犯罪事務所(UNODC)を通じて、世界最大のケシ栽培地であるアフガニスタンやミャンマーに対して、薬物取締り能力強化や代替作物の開発を支援する。(外務省)

(薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域等と連携した取締体制の強化)

- ・ 主要な薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国の捜査機関と連携し、国際捜査共助、逃亡犯罪人引渡を積極的に活用した国際捜査協力を推進し、取締体制を強化する。(警察庁、法務省、厚生労働省、海上保安庁)
- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域及びその他の周辺諸国へ職員を派遣し、情報収集等を行い、関係機関との国際捜査協力関係を強化

する。(海上保安庁)

- 仕出国・地域及びその周辺国・地域の外国当局との情報交換の一層の強化を図る(財務省)
- 国際郵便を利用した薬物密輸事犯が摘発された場合は、引き続き当該事犯に係る仕出国の郵政関係機関に対して文書を個別に発出し、我が国における薬物の輸入制限について、郵便職員のほか、利用者への周知を図るよう協力を要請する。(総務省)
- 仕出地又は中継地となっている国の取締能力向上の支援を実施する。(警察庁)
- 国連薬物・犯罪事務所(UNODC)によるグローバルSMARTプログラムを支援し、アジアにおけるNPSを始めとする合成薬物対策への地域的な取組を強化する。(外務省)

●全薬物事犯検挙人員

(人)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検挙人員 | 14,720 | 15,417 | 14,965 | 14,200 | 13,881 | 13,292 | 13,437 | 13,887 | 13,841 | 14,019 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

(注) 覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の検挙人員の合計。

●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検挙件数 | 16,043 | 16,468 | 17,163 | 17,109 | 16,689 | 15,472 | 15,571 | 16,168 | 15,374 | 14,496 |
| 検挙人員 | 11,231 | 11,873 | 12,200 | 12,083 | 11,842 | 11,127 | 11,148 | 11,200 | 10,607 | 10,284 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 大麻 | 2,867 | 3,087 | 2,367 | 1,759 | 1,692 | 1,616 | 1,813 | 2,167 | 2,722 | 3,218 |
| 麻薬・向精神薬 | 601 | 429 | 375 | 346 | 341 | 540 | 452 | 516 | 505 | 505 |
| あへん | 21 | 28 | 23 | 12 | 6 | 9 | 24 | 4 | 7 | 12 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|--------------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 覚醒剤 | 402.6 | 369.5 | 310.7 | 350.9 | 466.6 | 846.5 | 570.2 | 431.8 | 1,521.4 | 1,136.6 |
| 乾燥大麻 | 382.3 | 207.4 | 181.7 | 141.1 | 332.8 | 198.0 | 166.6 | 104.6 | 159.7 | 270.5 |
| 大麻樹脂 | 33.4 | 17.4 | 13.9 | 28.4 | 42.5 | 1.2 | 36.7 | 3.9 | 1.0 | 21.9 |
| コカイン | 5.6 | 11.6 | 7.2 | 28.8 | 6.9 | 124.1 | 2.3 | 18.6 | 113.3 | 11.6 |
| ヘロイン | 1.0 | 1.2 | 0.3 | 3.6 | 0.1 | 3.8 | 0.0 | 2.0 | 0.0 | 70.3 |
| あへん | 6.6 | 3.2 | 3.7 | 7.6 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.0 | 0.7 | 0.0 |
| MDMA等錠剤型合成麻薬 | 217,883 | 91,960 | 18,246 | 27,187 | 3,708 | 2,147 | 608 | 1,074 | 5,122 | 3,244 |

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総数 | 255 | 258 | 228 | 185 | 148 | 125 | 94 | 119 | 136 | 93 |
| うち中学生 | 8 | 6 | 7 | 4 | 3 | 1 | 2 | 1 | 7 | 0 |
| うち高校生 | 34 | 25 | 30 | 25 | 22 | 15 | 12 | 14 | 18 | 8 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 2,799 | 2,692 | 2,642 | 2,420 | 2,131 | 1,682 | 1,489 | 1,556 | 1,437 | 1,334 |
| うち少年 | 255 | 258 | 228 | 185 | 148 | 125 | 94 | 119 | 136 | 93 |
| うち20歳代 | 2,544 | 2,434 | 2,414 | 2,235 | 1,983 | 1,557 | 1,395 | 1,437 | 1,301 | 1,241 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総数 | 234 | 214 | 164 | 82 | 67 | 61 | 80 | 144 | 211 | 301 |
| うち中学生 | 2 | 5 | 11 | 1 | 0 | 0 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| うち高校生 | 48 | 34 | 18 | 15 | 18 | 10 | 18 | 24 | 32 | 53 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員

(人)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 総数 | 1,776 | 1,880 | 1,396 | 926 | 809 | 712 | 745 | 1,049 | 1,237 | 1,519 |
| うち少年 | 234 | 214 | 164 | 82 | 67 | 61 | 80 | 144 | 211 | 301 |
| うち20歳代 | 1,542 | 1,666 | 1,232 | 844 | 742 | 651 | 665 | 905 | 1,026 | 1,218 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検挙人員 | 11,231 | 11,873 | 12,200 | 12,083 | 11,842 | 11,127 | 11,148 | 11,200 | 10,607 | 10,284 |
| うち暴力団関係者 | 5,849 | 6,242 | 6,361 | 6,594 | 6,421 | 6,112 | 6,066 | 5,758 | 5,114 | 4,796 |
| 構成比 (%) | 52.1 | 52.6 | 52.1 | 54.6 | 54.2 | 54.9 | 54.4 | 51.4 | 48.2 | 46.6 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

| | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|--------|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 開催校数 | 7,984 | 11,739 | 12,513 | 13,180 | 13,890 | 14,401 | 15,418 | 15,734 | 15,886 | 15,747 |
| | 開催率 | 37.5 | 54.0 | 62.3 | 62.6 | 65.9 | 67.1 | 72.3 | 76.4 | 77.3 | 79.1 |
| 中学校 | 開催校数 | 6,107 | 7,783 | 7,888 | 8,566 | 8,745 | 8,945 | 9,519 | 9,351 | 9,541 | 9,328 |
| | 開催率 | 58.4 | 72.8 | 79.1 | 81.6 | 82.7 | 82.8 | 88.3 | 89.2 | 91.0 | 91.0 |
| 義務教育学校 | 開催校数 | | | | | | | | | 25 | 85 |
| | 開催率 | | | | | | | | | 100.0 | 83.3 |
| 高等学校 | 開催校数 | 3,084 | 3,731 | 3,663 | 3,835 | 3,850 | 3,883 | 3,980 | 3,995 | 4,104 | 4,092 |
| | 開催率 | 64.1 | 75.3 | 78.8 | 79.0 | 80.2 | 81.3 | 83.6 | 84.7 | 86.3 | 86.4 |
| 中等教育学校 | 開催校数 | 16 | 22 | 29 | 32 | 34 | 38 | 37 | 39 | 40 | 68 |
| | 開催率 | 44.4 | 52.4 | 63.0 | 66.7 | 70.8 | 77.6 | 75.5 | 78.0 | 76.9 | 66.7 |

出典：文部科学省調べ ※H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

●覚醒剤事犯における再犯者率

(人、%)

| | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|--------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 検挙人員 | | 11,231 | 11,873 | 12,200 | 12,083 | 11,842 | 11,127 | 11,148 | 11,200 | 10,607 | 10,284 |
| うち再犯者数 | | 6,283 | 6,865 | 7,206 | 7,152 | 7,232 | 6,989 | 7,190 | 7,237 | 6,879 | 6,740 |
| 比率 (%) | | 55.9 | 57.8 | 59.1 | 59.2 | 61.1 | 62.8 | 64.5 | 64.6 | 64.9 | 65.5 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●出所受刑者の2年以内再入率（覚せい剤取締法違反）

(人、%)

| | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出所受刑者人員 | | 6,738 | 6,467 | 6,334 | 6,422 | 6,649 | 6,788 | 6,456 | 6,184 |
| うち2年以内再入者数 | | 1,312 | 1,382 | 1,279 | 1,286 | 1,316 | 1,324 | 1,338 | 1,187 |
| 比率 (%) | | 19.5 | 21.4 | 20.2 | 20.0 | 19.8 | 19.5 | 20.7 | 19.2 |

出典：法務省調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等

(人、%)

| | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----------|--|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 来日外国人検挙人員 | | 693 | 664 | 601 | 536 | 469 | 454 | 467 | 439 | 498 | 651 |
| うちイラン人 | | 171 | 143 | 70 | 48 | 35 | 25 | 30 | 18 | 32 | 23 |
| 構成比 (%) | | 24.7 | 21.5 | 11.6 | 9.0 | 7.5 | 5.5 | 6.4 | 4.1 | 6.4 | 3.5 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

(件、人)

| | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 覚醒剤 | 件数 | 79 | 168 | 136 | 189 | 127 | 127 | 154 | 78 | 85 | 130 |
| | 人員 | 99 | 227 | 163 | 222 | 179 | 181 | 180 | 102 | 108 | 159 |
| 大麻 | 件数 | 83 | 46 | 25 | 34 | 50 | 47 | 42 | 67 | 49 | 89 |
| | 人員 | 90 | 49 | 26 | 34 | 69 | 51 | 43 | 64 | 52 | 77 |
| 麻薬・向精神薬 | 件数 | 42 | 54 | 33 | 27 | 37 | 70 | 66 | 129 | 86 | 108 |
| | 人員 | 53 | 59 | 33 | 24 | 41 | 61 | 76 | 125 | 87 | 80 |
| あへん | 件数 | 1 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人員 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 件数 | 205 | 272 | 196 | 251 | 215 | 245 | 262 | 274 | 220 | 327 |
| | 人員 | 244 | 337 | 224 | 281 | 290 | 294 | 299 | 291 | 247 | 316 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

●危険ドラッグ事犯検挙人員

(人)

| | | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-------------------|--|-----|-------|-----|-----|
| 指定薬物に係る医薬品医療機器法違反 | | 549 | 1,040 | 826 | 653 |
| うち少年 | | 18 | 28 | 10 | 2 |
| 構成比 (%) | | 3.3 | 2.7 | 1.2 | 0.3 |
| 医薬品医療機器法違反以外の法令違反 | | 348 | 236 | 162 | 73 |
| うち少年 | | 9 | 2 | 4 | 0 |
| 構成比 (%) | | 2.6 | 0.8 | 2.5 | 0 |
| 合計 | | 897 | 1,276 | 988 | 726 |
| うち少年 | | 27 | 30 | 14 | 2 |
| 構成比 (%) | | 3.0 | 2.6 | 1.4 | 0.3 |

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

(注) 医薬品医療機器法違反以外の法令違反とは麻薬及び向精神薬取締法違反、交通関連法令等。